

徳山藩主広豊・就駟の御猟記

清 木 素

徳山藩五代広豊（但馬守）（宝永六年↓安永二年）と七代就駟（大和守）（寛延三年↓文政十一年）の御猟記が元庄屋徳山市上村重国勘一氏宅より発見された。

享保七・十・十九年延享元年（広豊）、明和五・七・九年、安永七年（就駟）の分で約二六〇年から二〇〇年前のものである。

近辺では御猟記は珍らしいという。次に概略について述べてみよう。

一、猟期は十一月頃より三月頃まで。

猟場は上村川曲から長穂、助地にかけての山。兎御猟山として有名なのは川曲の門の山、飯の山、森美山、下山、馬代山があがっておる。

鉄炮二十丁、犬六匹、あみ使用。

御供として、御居間出頭、御臈都合、御徒行目付、御先かち、御駕奉行、御小姓、猟師御膳立、御使用人等総勢四十人

位あった。

御臈の種類は兎、雉子、雁、ひよ鳥、鳩、たぬき等。

日程は殿様、御供を随之城を出発、川曲村に向われ矢櫃奥山にある観音堂で一休み、その時川曲庄屋河野治左衛門から御酒、焼飯、煮しめ等を差出していた。

大体定められている御猟山（前述の五山）で猟をすまされ、川曲の河野治左衛門隠居に腰掛けられ休憩されてから帰城されていった。朝八時頃から午后四時頃が普通のものである。

享保十九年広豊は山口山へ鹿が居るといので、山口山、助地の方まで出向かれた時等は帰城が午后八時頃になった時もあった。二五〇年前頃は長穂の方へ鹿がいたとある。

両藩主とも二十代の若年の頃であり、武の道に意を用いられたことも考えられるが、どの記の終りにも、「御機嫌能御帰城被遊候事」とあるのを見ると、遊山的気分も窺われるようである。

又、自ら鉄炮をご使用になり取られたものには、獲物の名まえの前に「御筒」と記されている。鳩一羽、かきじ一羽程度にすぎないけれど自分の手でしとめたという喜びは隠せないものであったのだろう。

資料 徳山市上村 重国勘一氏所蔵

毛利但馬守様 御歳 十七才

殿様御猟川曲村へ被遊御越候 右己三月十三日昼川曲村河

野治左衛門 隠居へ被懸御腰難有仕合奉存候

一、御供中へ焼飯、煮しめ相調候而 諸白酒指出之大小御供

中四拾人余へ銘々指出し又家来犬引之右之人數へ指出御

悦ニ而有之候

一、右十三日昼前ニ川曲村之観音堂有之ニ付被懸御腰観音堂

御持せの御茶杯被召上候 是ハ治左衛門方へ御腰被懸候

前ニ有之候

一、観音堂ニ而御供中へ河野治左衛門 御酒焼飯煮しめ之類

出之

一、兎御猟山一番ニ門の山ニ番ニ飯の山三番ニ森実山四番ニ

下山五番ニ馬代竹山以上五ヶ処御加らせ被遊候

一、兎二三疋小鳥之類四五羽御取らせ被成門が山飯の山森実

山御狩被成候得て観音堂へ被懸御腰候甚後下山馬代山御

狩被成候得て河野治左衛門方隠居へ被懸御腰候 御機嫌能直様徳山へ御帰城被遊候 尤晩之七ツ半過御帰城被遊候

一、御供中又家来之四十余ニ而有之候 御犬六疋

一、鉄炮ニ拾丁程ニテ候

右御供付 御居間出頭

松野常右衛門

御猟都合

片岡忠右衛門

神本十郎兵衛

梅地藤右衛門

岩崎 意仙

三戸九郎兵衛

御から目付

井上藤右衛門

御先かち

渋谷甚右衛門

小野 貞七

石之外ニ御こやしやう衆御師御膳夫被召連候

一、右十三日御帰りの節河野治左衛門庄屋源右衛門川曲村之内とやの迄罷出候得バ御腹被遣候

享保七年末之三月朔日

毛利但馬守様

殿様為御狛川曲村へ被遊御出候 前方己之春之通河野治左衛門処へ被懸御腰難有奉存候 前方之通治左衛門処ニテ御弁当被召上候

一、御供中へ己之春之通り焼飯煮しめ御酒指出之

一、御供又家来迄四拾人余 御犬六疋一兔二三疋其外鳥四五

羽御取らせ被遊候

右之御供付

御居間出頭

御歩行目付

松中藤右衛門

山様平左衛門

片岡忠右衛門

御先歩行

井上乙右衛門

東 善一郎

遠藤 目脚

井上九太夫

享保十六年亥之三月朔日

毛利但馬守様

殿様為御狛川曲村へ右三月朔日御出被遊前之通河野治右衛門隠居へ被懸御腰恐悦至極ニ奉存候 御機嫌能御帰城ニテ

候

一、御供へ野相ニテ酒右治左衛門源右衛門より出之治左衛門

処へ被懸御腰候時分ハ御供中へひやとしと名付煮しめこ

うもの相添出之候又家来迄末々迄出之 御供中まで悦ニテ有之候

一、御狛山一ニ森実山二ニ楠木ざこ山三ニ門の山四ニ飯の山

五ニ下山六ニ扇子畠山

御狛付

一鳥はと一羽 御筒

一兔一疋 御筒

一兔一疋 三戸外右衛門

一同一疋 あ み

一たぬき一疋 あ み

一兔一疋 御犬尾越組内藤金右衛門

一同一疋 同 組佐田吉右衛門

一きじ一羽 河合 組椎木郡左衛門

ひよ鳥一羽 原田幾右衛門

以上 十 御犬六疋 金十郎

右御供付

御用人

熊谷勘右衛門 御犬預り

井上 左七

御狛都合

片岡忠右衛門 勘六

同支配

御足輕組

三戸外右衛門

内藤金右衛門

原田儀右衛門

佐田吉右衛門

小貫 久兵衛

椎木郡左衛門

生駒 新助

山田龍左衛門

御歩行目付

村色林左衛門

井上九 大夫

御先歩行

渡部弥左衛門

御膳立

梅地藤右衛門

享保十九年寅之十一月十五日

毛利但馬守様

殿様為御狩川曲村へ御越被遊候 前方之通河野治左衛門隱居へ御腰ヲ被懸恐悦至極ニ奉存候 右寅之十一月十五日朝五ツ時川曲村へ被遊御越長尾之内山口山ニ鹿居申由御聞届ニテ前日獵師勘六へ見合被仰付右山口藤右衛門と申百姓へ御聞合被成弥居申由右藤右衛門申直様長尾山口山へ御越被遊鹿狩被仰付候へ共鹿一疋も出不申九ツ半時川曲村へ御下り被遊直様黒岩西平より吉が迫きじ山夫より森実門の山まで御狩被遊晩之六ツ時山ニ御出被遊六ツ時分右河野左衛門

隱居へ御下り被遊御弁当被召上御供中へ酒煮しめ相添食出之候晩ニ相成候故食酒殊外人申候夜五ツ前ニ御立被遊御機嫌能御帰城被遊候事

御 獵

一 兎二疋内一疋長尾ニテ一疋吉が迫山ニテ

一 雉子一羽但シ中山ニテ御出掛り獵師井上左七取之

一 雁一羽

右殿様御筒

右此外鳩二三羽とれ申候

御供付御居間付衆中計

片岡忠右衛門 河田武平治此外御居間付不殘都合御供又家来まで八拾六人

延享元年子之十二月十三日

殿様為御狩川曲村へ御越被為遊前方之例も有之当朝先達而御心合申上河野源右衛門宅ニテ御弁当被召上恐悦至極ニ奉存候 御機嫌能御帰城夜中ニ相成申候 御供中へ御馳走之儀一切停止被仰付併茶となぞらへ御供之内端々へハ酒少宛出シ申候上分之衆中様へハ酒出不申候 一 兎 五疋 一拍う二羽 右御供中獵師取申候

御居間御用人都合

福間彦大夫

御用人 富山

井上音右衛門

御狛都合

宍戸彦左衛門

御用人

兒玉孫左衛門

御狛師

片岡忠右衛門

明和七年寅ノ十二月十五日

同

兒玉孫左衛門

毛利大和守様

河田武左衛門

同

右助地村御猪狩寅ノ三月十五日御出へ為遊直様川曲村へ御下り被遊候而河野治左衛門宅へ同日晩之七ツ時少々雨天御立宿被為遊御機嫌能御帰城被遊候事

同 弥平治

同

御狛都合

御駕奉行

中村小文治

御狛都合

岡部権右衛門

山下 玄意

毛利大和守様

井上音右衛門

梅地藤右衛門

同

同 大七

明和九年辰之十一月五日川曲村へ殿様為御狩被為遊御出前

同 九平治

之通り河野治左衛門処へ御立宿被遊候事

御小姓

箱嶋 郡太

熊五郎様

同

右若殿様御同道御越被為遊候事

明和五年子之十二月十五日

御用人 御供中 御狛都合

毛利大和守様 御歳 十九才

富山

岡部権右衛門

殿様為御狛川曲村へ右十二月十五日御出被遊前々通河野治

左衛門宅へ御立宿被遊御機嫌能御帰城被遊候事

御供中都合四拾人計

井上音右衛門

熊五郎様 御歳 十五才

毛利大和守様

右若殿様御同道ニテ御出被遊候事

安永七年戌之十二月十日川曲村へ被為遊御越河野治左衛門

並御家来御狛頭

岡部権右衛門

処へ御立宿被為遊候御供中積り不仕候事